

自転車、安全利用していますか？

ヘルメットの着用

- 全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。
- 死亡事故の約半数は頭部の致命傷が原因。
- 特に子供や高齢者には家庭で着用を呼び掛けましょう。



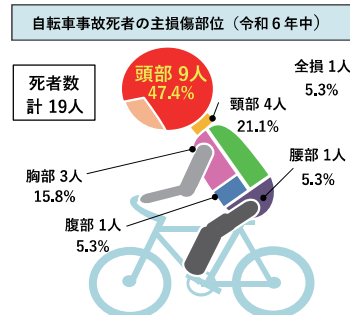
車道左側を通行

- 自転車は車両です。
車道の左側端を通行しましょう。
- やむを得ず歩道を通行する場合は徐行しましょう。



交差点に注意

- 信号や一時停止は必ず守りましょう。
- 見通しの悪い交差点では一旦止まって安全確認を徹底しましょう。



※埼玉県警察提供



自転車保険に必ず加入しましょう

高額賠償事例が発生しています

自転車は乗り方を誤ると凶器になります。事故は起こさないことが一番ですが、万が一に備え自転車保険に加入しましょう。

埼玉県では条例により

自転車損害保険等への加入が義務となっています。

「入ってるよね？自転車保険」
動画公開中!!



確認しましょう

ご自身やご家族が加入している**自動車任意保険などの特約**で、自転車事故を補償できるものもあります。詳しくは、埼玉県ホームページ、各損害保険会社や保険代理店、自転車安全整備店等にご確認ください。



「コバトン」

「さいたまっち」

埼玉県統一行動日
2025年5月10日(土)

毎月10日は自転車安全利用の日

自転車マナーアップ強化月間 埼玉県

検索



埼玉県・埼玉県警察・埼玉県教育委員会・埼玉県交通安全対策協議会
問合せ先 / 埼玉県 県民生活部 防犯・交通安全課 TEL 048-830-2960 FAX 048-830-4757